

福岡市依存症問題に取り組む民間団体活動支援事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 福岡市依存症問題に取り組む民間団体活動支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項をこの要綱に定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、アルコール依存症、薬物依存症、ギャンブル等依存症、ゲーム・ネット依存（以下「依存症」という。）に関する問題の改善に取り組む民間団体の活動に要する経費の一部を補助し、もって依存症者及びその家族等（以下「依存症者等」という。）が健康的な生活を営めることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) アルコール依存症とは、飲酒を繰り返すうちに、アルコール摂取に関するコントロールが効かなくなり、精神的・身体的に不快な症状を引き起こし、日常生活又は社会生活に支障が出ている状態をいう。
- (2) 薬物依存症とは、覚せい剤、有機溶剤又は大麻などの薬物の乱用により、中毒を引き起こし、依存が形成され、意志だけでは薬物使用を止めることができないことをいう。
- (3) ギャンブル等依存症とは、ギャンブル等（法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう）にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態をいう。
- (4) ゲーム・ネット依存とは、ゲーム・ネットに関する行動がコントロールできなくなり、日常生活又は社会生活に著しい問題を引き起こしてもいるにもかかわらずやめられない状態をいう。

(補助対象団体)

第4条 この要綱に基づき、補助金の交付の対象となる団体（以下、「補助対象団体」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。なお、補助対象団体は公募により募集する。

- (1) 社会福祉法人、特定非営利活動法人、一般社団法人、その他の法人格を有する団体又は任意団体（以下「民間団体」という。）であること。なお、民間団体とは、依存症者等により構成される自助グループも含む。
- (2) 民間団体とは、福岡市民の依存症に関する問題に今後も継続的に取り組み、依存症者等の地域社会への参加と福祉の向上のために事業を行う活動団体であること。ただし、単一家族で構成される団体や、新規参加者の受入れをしていない団体は対象としない。

- (3) 原則として、この補助金の交付申請時から遡って、1年以上、かつ、月に1回以上、第6条第1項各号に掲げる活動のいずれかの活動実績を有する団体であること。
- (4) 第6条第1項各号に掲げる活動のうち、いずれかの活動を今後も年間を通じて月に1回以上実施する団体であること。
- (5) 構成員を5人以上有する団体であること。
- (6) 福岡市の市税に係る徴収金（市税及び滞納金等）に滞納がないこと。

（暴力団の排除）

第5条 市長は、福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。次項において「暴排条例」という）第6条の規定に基づき、本条に定める排除措置を講じるものとする。

2 市長は、補助対象団体が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

- (1) 暴排条例第2条第2号に該当する者
- (2) 法人でその役員のうちに前号に該当する者のあるもの
- (3) 暴排条例第6条に定める暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 市長は、補助対象団体が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、補助対象団体に対し、役員の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

（補助対象事業）

第6条 補助金交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものを対象とする。なお、一つの団体が複数の事業を組み合わせ申請を行うことも差し支えない。

（1）ミーティング活動

依存症者等が互いの悩みを共有し、情報交換ができる交流活動。

（2）情報提供活動

依存症者等の問題の解決に資する情報提供の実施。

（3）普及啓発活動

依存症問題に関する普及啓発。

（4）相談活動

依存症者等に対する相談支援。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当するものは対象外とする。

- (1) 国、都道府県及び市町村から当該事業に係る経費等の全部又は一部の補助等を受けているもの。

- (2) 営利目的又は特定の個人や団体のみが利益を受けるもの。
- (3) 特定の政党その他の政治的団体及び公の選挙の立候補者等を支持する目的での勧誘運動等を目的としたもの。
- (4) 特定の宗教の教義を広めること及び特定の宗教への勧誘を目的としたもの。
- (5) 公序良俗に反するもの。

(補助対象経費)

第7条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、当該年度の4月1日から3月31日までの間に実施する補助対象事業に要する経費のうち、別表の第2欄に定めるものとする。

- 2 前項に定めるもののうち、団体の運営にかかる経費、親睦会的な飲食費、他団体への会費や寄付などの経費は、補助対象外とする。

(補助金の額)

第8条 補助金の額は、別表の第1欄に定める補助対象事業ごとに、第2欄に定める補助対象経費に第4欄に定める補助率を乗じた額とし、第3欄に定める補助上限額内かつ予算の範囲内で交付するものとする。ただし、算出された第1欄の補助対象事業ごとの算出額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- 2 事業完了時において、事業実施に係る補助金の額を含めた総収入額が総支出額を上回る場合は、前項の規定に関わらず当該総収入額から総支出額を差し引いた額を、当該補助金から減ずるものとする。
- 3 交付決定を受けた後、補助対象事業ごとの額を増額することはできないものとする。

(補助金の交付申請)

第9条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、福岡市依存症問題に取り組む民間団体活動支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書（様式第1号の1）
- (2) 事業収支予算書（様式第1号の2）
- (3) 団体構成・役員等名簿（様式第1号の3）
- (4) 団体の定款、規約又はこれに類する団体の組織、運営の方法について定めるもの
- (5) 過去1年間の団体の補助対象事業の活動実績がわかる書類、及び、前年度の決算書
- (6) その他市長が必要と認める書類

- 2 申請団体は、前項の交付申請をするに当たって、補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税

（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該仕入れに係る消費税等相当額が明らかできないものについてはこの限りではない。

（補助金の交付決定）

第 10 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請による書類の審査により、補助金の交付の適否を決定するものとする。ただし、期限を定めた書類補正の指示に応じないときは、市長は一件書類を不受理として申請団体へ返戻することができる。

2 市長は、補助金を交付することと決定したときは、福岡市依存症問題に取り組む民間団体活動支援事業補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により、補助金を交付しないことと決定したときは、福岡市依存症問題に取り組む民間団体活動支援事業補助金不交付決定通知書（様式第 3 号）により、申請団体に通知するものとする。

（交付の条件）

第 11 条 補助金の交付の決定には、次に掲げる各号の条件が付されるものとする。

- （1）事業を変更する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- （2）事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けなければならない。
- （3）事業が予定の期間内に完了しない場合、又は事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- （4）第 7 条第 1 項に定める備品購入費の対象は、福岡市会計規則（昭和 39 年 3 月福岡市規則第 20 号）第 95 条第 1 項第 1 号に規定されているもので、申請事業の活動のみに使用し、団体運営に使用してはならない。
- （5）前号の規定により補助金の交付を受けた団体は、備品購入費により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供する場合は、事前に市長の承認を受けなければならない。
- （6）前号の規定により市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- （7）事業により取得し、又は効用の増加した財産については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- （8）事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後の翌年度から起算して 5 年間保管しておかなければならない。

(補助対象事業の変更)

第12条 補助金の交付の決定を受けた団体（以下「補助団体」という。）は、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、速やかに福岡市依存症問題に取り組む民間団体活動支援事業補助金交付変更申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。市長は、その内容を審査し、補助金を変更すべきものと認めたときは、福岡市依存症問題に取り組む民間団体活動支援事業補助金交付変更決定通知書（様式第5号）をもって補助団体に通知するものとする。

- (1) 補助対象事業の内容、経費の配分又は事業計画の変更（市長が認める軽微な変更を除く）をするとき。
- (2) 補助対象事業が予定期間内に完了しない場合。

(代表者及び役員の変更)

第13条 補助団体は、代表者又は役員を変更したときは、福岡市依存症問題に取り組む民間団体活動支援事業補助金代表者変更届（様式第4号の1）又は団体構成・役員等名簿（様式第1号の3）を速やかに市長に提出しなければならない。

(補助金の交付辞退)

第14条 補助団体は、第10条第2項の規定による通知を受けた後において、補助対象事業の全てを中止又は廃止により補助金の交付を辞退する場合には、福岡市依存症問題に取り組む民間団体活動支援事業補助金交付辞退届（様式第6号）を市長に提出しなければならない。市長は、その内容を審査し、速やかに福岡市依存症問題に取り組む民間団体活動支援事業補助金交付辞退承認通知書（様式第7号）をもって当該申請団体に通知するものとする。

(実績報告)

第15条 補助団体は、事業が完了したときは、速やかに福岡市依存症問題に取り組む民間団体活動支援事業実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施報告書（様式第8号の1）
- (2) 事業収支報告書（様式第8号の2）
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 第9条第2項のただし書きに基づき交付の申請をした補助団体は、前項に定める実績報告書を提出するに当たって、補助金の仕入れに係る消費税相当額が明らかになった場合には、これを補助額から減額して報告しなければならない。

3 第9条第2項のただし書きに基づき交付の申請をした補助団体は、第1項に定める実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金の仕入れに係る消費税相当額が確定した場合には、その金額を福岡市依存症問題に取り組む民間団体活動支援事業補助金

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第 9 号）により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

（補助金の額の確定）

第 16 条 市長は、前条第 1 項の報告を受けた場合は、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを、福岡市依存症問題に取り組む民間団体活動支援事業実績調査確認書（様式第 10 号）をもって調査確認し、適合すると認めたときは、福岡市依存症問題に取り組む民間団体活動支援事業補助金確定通知書（様式第 11 号）をもって通知しなければならない。

（補助金の交付時期）

第 17 条 市長は、事業完了後に補助団体より、補助金の交付請求を受けたときは、補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消）

第 18 条 市長は、補助団体が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- （1）補助金を他の用途に使用したとき。
- （2）虚偽又は不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- （3）福岡市補助金交付規則又はこの要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により、補助金の交付決定を取り消したときは、当該補助団体に対して福岡市依存症問題に取り組む民間団体活動支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第 12 号）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第 19 条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じることができる。

（調査又は報告）

第 20 条 市長は、必要があると認めるときは、補助団体に対して、補助金の執行状況等について調査をし、または必要書類、帳簿等の提出を求めることができる。

（委任）

第 21 条 この要綱の施行について必要な事項は、保健医療局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(期間)

この要綱は令和11年3月31日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

別表（第7条、第8条関係）

1 補助対象事業	2 補助対象経費	3 補助上限額	4 補助率
ミーティング活動	賃金、報償費〔謝金〕、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費〔会議費〕、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費（5万円以上20万円未満のもの）、その他市長が必要と認めた経費	10万円	1／2
情報提供活動		5万円	
普及啓発活動		10万円	
相談活動		50万円	